

義務教育課程における子どもの金融リテラシー向上に向けた 連携協力に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）と株式会社 HONEYTHING（以下「乙」という。）は、義務教育課程における子どもの金融リテラシー向上に向けた連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、義務教育課程における子どもの金融リテラシー向上に向けた取組に関して、甲及び乙が連携強化を図り、各々が有するリソースを有効活用することで、新たな社会価値の創造及び市民サービスの更なる向上を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 義務教育課程における子どもの金融リテラシー向上に向けた取組に関する事項
- (2) その他本協定の目的を実現するために必要な事項

（役割分担）

第 3 条 甲及び乙は、前条に定める連携協力事項を実施する際に、次に掲げる役割を担う。

- (1) 乙は、泉大津市の義務教育課程の子どもに対して金融リテラシー向上を図る取組の企画及び運営を行う。
- (2) 乙は、前号で実施する取組に参加する子ども等に対して金融リテラシー向上に関する効果検証を実施する。
- (3) 甲は、本項第 1 号で乙が取組を実施するに当たり、市のフィールドを提供する。
- (4) 甲は、本項第 1 号で乙が取組を実施するに当たり、対象となる子ども等に対して周知を行う。
- (5) 甲及び乙は、本協定に関して相互の持つ媒体等を活用して広報活動を行う。

（費用負担）

第 4 条 第 3 条に定める甲及び乙の役割の実行及びその他の本協定に基づく活動に要する費用は、甲乙各々の負担とする。

（協定の内容の変更）

第 5 条 甲又は乙から協定の内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了 1 か月前までに甲又は乙から書面により協定終了の申出を行わない限り、本協定

は更に1年間更新し、以降も同様とする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、第2条の連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理する。また、甲及び乙は、本協定の履行の過程で相手方から取得した情報のうち相手方が開示の際に秘密である旨を明示した情報を、相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならず、また、本協定を履行する目的以外の目的に使用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りでない。

- (1) 相手方から取得した時点で公知の情報
- (2) 相手方から取得した時点で既に保有していた情報
- (3) 相手方から取得後、自己の責によらず公知となった情報
- (4) 相手方から取得した情報によらず独自に開発した情報
- (5) 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も2年間、甲及び乙に対し引き続き効力を有する。

3 前2項の規定にかかわらず、個人情報については、本協定の有効期間終了後も甲及び乙は法令等の定める範囲内において相手方から取得した個人情報を適切に管理する。

(その他)

第8条 この協定書に定めるもののほか、協定の目的達成のために必要な事項は、甲及び乙の協議により別途定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年2月16日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長

南出 賢一

乙 東京都渋谷区代々木3-1-11
株式会社HONEYTHING
代表取締役CEO

赤池 慶彦